入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送方式）に付します。

令和８年 11 月 4 日

名古屋市長　広沢　一郎

1　入札に付する事項

(1)件名

天白区役所における自動販売機（清涼飲料水）設置に係る名古屋市有地の一時貸付

(2)物件の表示

物件番号	種類	施設名称	設置場所	貸付面積	台数	最低貸付価格（月額）
天白1	清涼飲料水	天白区役所	正面玄関横 a（屋外）	2.0 ㎡（幅 2.0m×奥 1.0m）	1 台（既存自動販売機からの交代設置）	400 円

(3)用途の指定

入札案内書に示すところにより、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

(4)当初貸付期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(5)更新期間の限度

令和 10 年 4 月 1 日から 4 年を限度（最大令和 14 年 3 月 31 日まで）に、1 年を単位として更新できるものとする。

2　競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

(1)地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定する公有財産に関

する事務に従事する職員
(2)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
(3)地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年(自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一部貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかったものについては 3 か月)を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)
(4)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。)
(5)本公告の日から落札決定の日までの間に指名停止の期間がある者
(6)本公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」(平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び「名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」(平成 20 年 2 月 15 日付け 19 財管第 253 号)に基づく排除措置を受けている者
(7)本公告の日から過去 3 年以内に、自らが管理及び運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績を有しない者

3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等
契約条項は入札案内書において示すものとし、入札案内書は、次の各号に掲げる期間及び方法により配布するものとする。
(1)配布期間
本公告の日から令和 8 年 11 月 24 日(火)まで

(2)入手方法
名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード
【アドレス】https://www.city.nagoya.jp/tempaku/oshirase/1036935/1054643.html
4 入札参加申込方法、受付時間及び送付先

(1) 申込方法

郵送(書留又は簡易書留郵便)による。

(2) 受付期間

本公告の日から令和8年 11 月 24 日(火)午後5時 00 分まで

(3) 送付先

〒468－8510　名古屋市天白区島田二丁目 201 番地

名古屋市天白区役所　企画経理課

5　入札書の提出方法、入札期間及び送付先

(1) 提出方法

郵送(書留又は簡易書留郵便)による。

(2) 入札期間

入札参加申込書到着後から令和 8 年 12 月 17 日(木)午後 5 時 00 分まで

(3) 送付先

〒468－8510　名古屋市天白区島田二丁目 201 番地

名古屋市天白区役所　企画経理課

6　開札の日時及び場所

(1) 開札日時

令和 8 年 12 月 21 日(月)午前 10 時 00 分開始

(2) 開札場所

名古屋市天白区島田二丁目 201 番地

名古屋市天白区役所　3 階　第 2 会議室

7　落札者の決定方法

予定価格(最低貸付価格)以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、当該入札者によるくじ引きにより落札者を決定するものとする。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。

8　その他

(1) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付月額）で定める。

(2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、指定する額の入札保証金を、入札当日までに納付しなければならないものとする。

ただし、本公告に係る入札に参加しようとする者が、自らが管理及び運営する清涼飲料水の自動販売機を設置した実績が分かる書類を提出し、契約を締結しないおそれがないと認められる場合は、入札保証金の納付を免除するものとする。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額（入札金額）の 6 か月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定により、契約を履行しないおそれがないと認められる場合は、契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他、本公告に定めのない事項については、入札案内書によるものとする。